

令和2年5月1日
神奈川県歯科医師信用組合

実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱開始について

当組合は令和2年5月1日（金）より、新型コロナウイルスの感染拡大により被害や影響を受けている先生方を対象に、自治体による制度融資を活用した実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

制度の概要

制度名	新型コロナウイルス感染症対応資金
融資対象者	事業所所在の市区町村から、新型コロナウイルス感染症に係る次のいずれかの認定を受けた中小事業者、個人事業主 (1) 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定 (2) セーフティネット保証5号の認定 (3) 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定
金利	当初3年間、上限3,000万円まで利子補給を受けられます（実質無利子）。 4年目以降、各自治体制度融資の所定金利がかかります。
保証料	所定保証料の2分の1または免除
担保	原則不要
保証人	法人：原則代表者 個人事業主：原則不要
融資期間	融資期間は10年以内（返済据置期間は最大5年間）

※お申込みに際しましては、当組合および神奈川県信用保証協会の審査をさせていただきます。

以上